

企 画

1. 総 合 計 画

計画策定の経過

本市は、昭和28年から昭和30年にかけて周辺10村との合併を行い、新市の市政運営の基本的な方針として、全地域、各種業態の有機的な開発による均衡のとれた発展を目標とした。特に中心部と周辺部、商工業と農林業関係との間に調和と連携を保ち、地域の和と一体的な発展を実現することを基調としたまちづくりを行うため、総合的な基本方針を確立した。以来、本市では総合計画を策定し、効率的な行政運営を行ってきた。

総合計画の策定に当たっては、市議会議員、教育委員、農業委員、各種団体の長、学識経験者等各界の有識者による計画策定のための諮問機関を設置し、その答申の内容を踏まえて行ってきたところである。この諮問機関は、法令等の関係で米沢市総合計画審議会、米沢市建設審議会、米沢市建設振興審議会、米沢市総合計画審議会と名称を変え、また、委員の構成についても変更されてきたが、その役割は現在も変わらず、中心課題も社会経済の変動に伴い徐々に変化してきたものの、その答申に基づき種々の施策が事業化されてきたところである。

平成27年度には、これまでのまちづくり総合計画が終了となったことから、平成28年度から10年間を計画期間とする新しい「まちづくり総合計画」を策定した。なお、「まちづくり総合計画」の基本計画部分は、社会情勢等を踏まえ改定することとなっているため、令和2年度中に改定を行い、令和3年度から令和7年度を計画期間とする後期基本計画を定めたところである。また、その基本計画に定める施策を具現化するための事務事業をまとめた実施計画を策定しており、現在は、第5期実施計画に基づいて市政を運営している。

市が今まで策定してきた長期総合計画は次のとおりである。

米沢市建設総合計画 中間答申 (昭和32年)	第7次米沢市総合計画
米沢市建設総合計画 (昭和33～37年)	基本構想 (平成8～17年)
米沢市長期経済計画 (昭和38～45年)	基本計画 "
第2次米沢市建設総合計画 (昭和38～40年)	第1期実施計画 (平成8～10年)
第3次米沢市建設振興計画	第2期実施計画 (平成10～12年)
基本計画 (昭和41～50年)	第3期実施計画 (平成12～14年)
第1期実施計画 (昭和41～43年)	第4期実施計画 (平成14～16年)
第2期実施計画 (昭和43～45年)	第5期実施計画 (平成16～17年)
第3期実施計画 (昭和45～47年)	米沢市まちづくり総合計画
第4次米沢市建設振興計画	基本構想 (平成18～27年)
基本構想 (昭和46～60年)	基本計画 "
基本計画 "	後期基本計画 (平成23～27年)
第1期実施計画 (昭和47～49年)	第1期実施計画 (平成18～20年)
第5次米沢市建設振興計画	第2期実施計画 (平成20～22年)
基本構想 (昭和53～60年)	第3期実施計画 (平成22～24年)
基本計画 "	第4期実施計画 (平成24～26年)
第6次米沢市建設振興計画	第5期実施計画 (平成26～27年)
基本構想 (昭和61～平成7年)	米沢市まちづくり総合計画
基本計画 "	基本構想 (平成28～令和7年)
実施計画 (昭和61～63年)	基本計画 "
第2期実施計画 (昭和63～平成2年)	後期基本計画 (令和3～7年)
第3期実施計画 (平成2～4年)	第1期実施計画 (平成28～30年)
第4期実施計画 (平成4～6年)	第2期実施計画 (平成30～令和2年)
第5期実施計画 (平成6～7年)	第3期実施計画 (令和2～4年)
	第4期実施計画 (令和4～6年)
	第5期実施計画 (令和6～7年)

米沢市まちづくり総合計画

本市では、日本初の人造絹糸の製造、有機EL照明の製品化に代表されるように、世の中になかったものを多彩に生み出すことで産業が振興してきた一方、江戸時代後期、大飢饉が続いた米沢で棒杭市（無人販売）が成り立ち、一片の草木に宿る命すら尊いとする草木塔が築かれたことは、人々が互いに信頼で結ばれ、苦境にあっても揺らぐことのない豊かな心が育まれていたため、経済の豊かさと精神の豊かさが調和するまちであることが本市の魅力であるといえる。

また、本市には、山形大学工学部、米沢栄養大学、米沢女子短期大学の3つの高等教育機関が立地し、高度な人材育成、研究・開発等の機能が集積している学園都市を形成していることから、こうした本市の特徴を踏まえ、将来像を「ひとが輝き 創造し続ける 学園都市・米沢」とし、学園都市が持つ機能を最大限に活かして、挑戦を行い、それが創造を生み、そしてまた新たな創造につなげ、ひと（市民）が輝くまちを目指すため、実施する政策及び施策を次のとおり設定した。

将来像	基本理念	基本目標	施策
		挑戦し続ける活力ある産業のまちづくり	活力ある商工業の振興 自然と文化、歴史を活かす観光の振興 消費者や時代のニーズに合った農林業の振興 安定した雇用と働きやすい環境づくりの推進
ひとが輝き 創造し続ける 学園都市・米沢	市民が積極的に参加するまちづくり	郷土をつくる人材が育つ、教育と文化のまちづくり	これからの時代を生き抜く力を持つ子どもの育成推進 生涯学び、学びを活かして元気に活躍する人づくりの推進 多様な文化芸術と歴史・文化が息づき、豊かな心を育む地域づくりの推進 スポーツで楽しく元気な人づくりの推進 大学と連携した学園都市の推進
			誰もが元気で健やかに暮らせるまちづくりの推進 安心して生み育てることができるまちづくりの推進 生きがいを持って高齢期を過ごせる長寿のまちづくりの推進
			誰もが自立を目指せる環境の整備 身近な支え合いのあるまちづくりの推進 適切な医療を受けられる環境の整備 社会保障制度の安定運営
			快適で住みよい住環境づくりの推進 秩序ある土地利用と景観形成の推進 利便性の高い道路・交通網の整備 安全な水の供給と水環境の保全の推進 環境にやさしいまちづくりの推進
		安全安心に暮らせるまちづくり	いざというときに備えるまちづくりの推進 普段から安全を心がけるまちづくりの推進 冬期も安全安心に暮らせるまちづくりの推進
			I C Tを活用したまちづくりの推進 交流・つながりを通じ、多くのひとを呼び込むまちづくりの推進 ともに協力し合い、行動するまちづくりの推進 男女共同参画の推進 健全な行政経営の推進 他自治体との広域連携の強化
		持続可能なまちづくり（協働・行政経営）	

重点事業

人口減少や少子高齢化が進んでも市民の誰もが暮らしやすく持続可能な社会を実現するため、本計画の後期5か年間で重点的・分野横断的に取り組むべき後期重点事業を次のとおり設定した。

- (1) 移住・定住・交流の推進
- (2) 子育てを応援子どもたちを大事に育てるまちづくりの推進
- (3) より良い教育環境を目指した小中学校の再編
- (4) 互いに支え合う健康長寿のまちづくりの推進
- (5) 地域医療の核となる米沢市立病院の整備
- (6) 災害に強いまちづくりの推進
- (7) 米沢ブランド戦略の推進
- (8) 地域経済を支える中小企業の振興
- (9) 「コンパクト・プラス・ネットワーク」のまちづくりの推進
- (10) 東北中央自動車道インターチェンジ付近の土地利用
- (11) Society5.0の実現に向けた取組の推進
- (12) 健全財政の維持

２．行財政改革

行財政改革への取組みの経過

本市の行財政改革については、昭和60年に第1次の行財政改革大綱を策定して以来、平成8年及び平成13年、さらには平成18年と過去4次にわたって大綱と実施計画を改定し、行財政改革に取り組んできた。

しかし、少子高齢化と人口減少社会の到来は、労働人口の減少や社会保障費を増加させるなど地域の財源をさらに縮小させ、また、地方自治の大きな潮流である地域主権の進展に伴い、住民に最も身近な地方自治体である市町村の役割がますます大きなものとなる中で、地域の自主性の確保は最も重要な課題になってきている。

こうした状況の下、現在だけでなく将来にわたって持続可能な行政サービスを提供するためには、税収を上げるために地域産業の活性化を図ることと並行して、財政の健全化に努める必要がある。そのために市民と行政の協働によるまちづくりの推進や時代に即応した行政組織と行政サービスのあり方を再構築するなど、引き続き行財政改革をしっかりと進めることが必要である。

このような考えから、平成24年度から28年度までを計画期間とする「新米沢市行財政改革大綱」を策定し、「業務の適正化」、「組織機構と人事管理制度の見直し」、「財政運営の改革」の3つの柱を基本方針として定め、具体的な改革に取り組んできたところである。

平成29年度以降の本市における行財政改革については、平成28年度から令和2年度までを対象期間とする米沢市財政健全化計画（平成28年2月策定）が策定されたことを受け、財政運営の面については、当該計画に基づいて各施策を実施してきた。令和3年度からは健全財政の維持に向けた取組みを継続し、各種個別計画と連携を図りながら効果の好循環を目指していくとともに、「米沢市まちづくり総合計画（計画期間 平成28年度～令和7年度）」で隔年ごとに策定する「実施計画」の策定時において、各事務事業の見直しや検証を行い、本市の行財政改革を進めていく。

3. 情報システム

1 基幹系システム(住民記録、印鑑、税、福祉等業務)

住民情報を取り扱う基幹系システムについては、事務処理の効率化を目的として平成5年度から住民情報、税、国保資格等についてメインフレームによるオンラインシステムを導入した。その後はシステム運用の効率化と費用の削減を目的として、平成13年度から自庁型クライアントサーバ方式に移行、平成22年度からクラウド方式に移行した。令和7年度からはガバメントクラウドに構築された標準化システムへ移行する予定となっているため、現在はその準備を行っている。

その他の業務についても、市民サービスの向上、業務の効率化等を目的としてシステムの導入を進めると共に、導入したシステムについては法改正等の対応を実施している。

加えて、老朽化したシステムについては、機器等の更新を順次実施している。

また、社会保障・税番号制度の施行に伴い平成26年度から既存システムの改修及び団体内統合宛名システム等の整備を進め、平成29年7月から他市町村等との情報連携を行っており、令和3年度には番号連携システムの更新を行っている。

近隣市町との共同アウトソーシングにも取り組んでおり、現在のところ人事給与システム、生活保護システム、下水道受益者負担金システムを共同利用している。

2 事務支援システム

社会保障・税番号制度の情報連携実施に当たり、総務省では事務支援系システムのセキュリティ対策について抜本的に見直しを行う必要があるとして全国の自治体へセキュリティ強化対策に関する通知を行い、これにより自治体の事務支援系システムについては、総合行政ネットワーク及び都道府県が整備する情報セキュリティクラウドで運用されることになった。本市では平成28年度に情報セキュリティ強化対策としてセキュリティシステムの導入及びネットワークの整備を行い、平成29年度に山形県が整備・運用する情報セキュリティクラウドへの接続を行い運用を開始した。令和4年度には、東北6県と新潟県が整備・運用する新たな情報セキュリティクラウドへ移行した。

また、システムの安定運用とセキュリティの確保を目的として、稼動から一定年数を経過したパーソナルコンピュータやシステムの更新を順次実施している。

3 公式ホームページ

公式ホームページについては、平成11年1月に開設し、各種行政情報等の発信を行っている。

平成14年度に携帯電話用ホームページの開設、平成15年度にホームページ内検索やごみの分別検索機能及び市民バスのナビ機能を追加したほか、平成18年度にトップページのリニューアルを行うとともに、有料広告の掲載を開始した。さらに、情報ネットワーク基盤の拡充や機器類の機能が大幅に向上したことで、以前にも増して大量の情報を即時発信する機能強化が求められていたことから、平成23年度にコンテンツ管理システムを新たに導入し対応した。また、近年の公式ホームページの運用において、ホームページデザインの統一、目的の情報を見つけやすいページ構成及び多様化するデバイスへの対応など改善すべき事項があったため、平成30年4月にコンテンツ管理システムの更新に合わせてホームページのリニューアルを行い、これらの課題を解消した。令和5年度に防災対策・セキュリティ強化の観点からサーバを庁舎内に設置せずクラウドサーバ化したほか、障害者差別解消法で定められるウェブアクセシビリティ確保のためJIS X 8341-3:2016に対応したホームページにリニューアルした。

4 SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)の利活用

自治体の情報発信ツールとして広く普及したSNSについては、平成26年2月に公式Facebook、平成30年2月に公式YouTubeチャンネル、令和2年7月に公式X(旧Twitter)及び公式LINE、令和3年4月に広報よねざわInstagramを開設、令和4年9月に公式LINEの機能強化を行った。

SNSの特徴である情報拡散能力の高さを生かし、本市の市政情報やイベント情報などを発信するとともに、災害などの緊急時の情報伝達手段として活用している。

5 電子自治体への対応

電子自治体への対応については、平成14年8月に住民基本台帳ネットワーク、平成15年4月に総合行政ネットワークの運用を開始したほか、平成16年1月にこれらのネットワークを活用し公的個人認証サービスの提供を開始した。

また、平成19年3月に山形県及び県内全市町村と共同で電子申請システムを構築し運用を開始した。以降、平成24年1月、平成27年1月、平成31年1月及び令和3年1月にシステムの更新を行い現在も運用中であるほか、令和4年度には電子契約システムを、令和5年度には施設予約システムを本市単独で導入し運用を開始した。

さらに、平成23年度から地方税電子申告システムの運用を開始し、ICTの活用による住民サービスの向上と行政事務の効率化に努めている。

4. 土地利用対策

県が定める第5次山形県国土利用計画（令和2年度に更新）では、本市を含む県全体において、現状の土地利用状況を大きく変更しない方向性を掲げ、適正な土地利用を目指すこととしている。

このようなことから、本市では、山形県国土利用計画の方針に則って、土地の投機的取引や地価の高騰を抑制し、乱開発を防ぐために、土地取引に係る届出書の確認などを行っている。

土地売買等届出件数

年度	届出件数 (件)
令和元年度	14
令和2年度	21
令和3年度	38
令和4年度	38
令和5年度	71

届出が必要な土地取引の面積

- ・都市計画区域内5,000㎡以上
- ・都市計画区域外10,000㎡以上

5. 学 園 都 市

本市には、国立大学法人山形大学工学部、山形県公立大学法人山形県立米沢栄養大学、山形県公立大学法人山形県立米沢女子短期大学の3つの高等教育機関が立地しており、3大学合わせて3千6百人ほどの学生が米沢で生活している。人口規模7.7万人前後の都市に3つの大学が立地している例は全国的にも少なく、本市の大きな特色のひとつとなっている。

平成6年に、山形大学工学部及び米沢女子短期大学の発展や、地域と大学との連携・交流促進などを目的とし、米沢市や米沢商工会議所をはじめとした官民の諸団体によって「学園都市推進協議会」が設立されて以来、全国から集まる学生が生活しやすい活気あふれる学園都市を目指し、本市の特色を活かした様々な活動が行われてきた。

令和5年度に学園都市推進協議会が実施した主な事業は次のとおりである。

- 1 学園都市米沢として発展させるための支援
 - ・「学園都市講演会／地域と大学との懇談会」の開催による啓発活動
- 2 地域と大学相互の理解を深めるための広報PR活動の継続展開
 - ・学生向けポータルサイト「ウェルカム米沢インフォメーション」の運営
 - ・動画コンテンツ「よねざわ学生channel」による情報発信
 - ・3大学のオープンキャンパス情報等の広報支援
- 3 地域と大学との交流推進
 - ・小学生対象の科学実験教室「モバイルキッズケミラボ2023」開催への支援
 - ・市民対象の公開講座「米沢市民カレッジ」の開講
 - ・学生向けバスツアー「米沢オモシロ調査隊」及び「冬の味覚体験ツアー」の開催
 - ・JR米沢駅へ新入生等歓迎の横断幕掲出
 - ・街中における学生の活動拠点「まちなかBASE（通称：まちBA）」の整備拡充と利用促進
- 4 学術面・行事面などにおける支援協力と連携
 - ・学会及び研究会開催等への支援
 - ・学生課外活動への支援
 - ・3大学卒業生へ卒業記念品のプレゼント

各大学の学科及び学生、教職員・事務局員数

令和6年5月1日現在

区 分	学科名	人 数
国立大学法人 山形大学工学部	高分子・有機材料工学科、化学・バイオ工学科、情報・エレクトロニクス学科、機械システム工学科、建築・デザイン学科、システム創成工学科 以上6学科	2,129人 (システム創成工学科以外5学科の1年生601人を除く)
	大学院	780人
	教員・事務局職員	392人
山形県公立大学法人 山形県立米沢栄養大学	健康栄養学科 以上1学科	178人
	大学院	5人
	教員	20人 (米沢女子短期大学との兼務を含む)
山形県公立大学法人 山形県立米沢女子短期大学	国語国文学科、英語英文学科、日本史学科、社会情報学科 以上4学科	499人
	教員	36人 (米沢栄養大学との兼務を含む)
米沢栄養大学・米沢女子短期大学共通	事務局職員	30人

6. 中心市街地活性化

本市の中心市街地は、米沢市市民文化会館、ナセBA（図書館、よねざわ市民ギャラリー）及び座の文化伝承館や多くの観光客が訪れる伝国の杜（米沢市上杉博物館、置賜文化ホール）等多くの文化施設が集積しているとともに、JR米沢駅及び民間事業者のバス待合所等の公共交通施設が設置されており、これらの施設を拠点として、市内の主要施設を回る循環バスや民間バスが運行されている。また、鞆町、たつまち、米沢駅前等多くの商店街が形成されている。

その一方で、本市の中心市街地の現状については、昭和40年代以降、公共施設が郊外に移転するとともに、昭和60年代に入り、車社会の浸透に伴いロードサイド型の店舗が郊外に進出してきたこと及び中心部の大型小売店舗の撤退が相次いだことなどに加えて、消費者ニーズの多様化からその活力や求心力が低下したことなどが重なり、空洞化が進行している状況となっている。

こうした中心市街地の空洞化は、まち全体の活力にも影響を与える課題であり、さらには、人口減少、少子高齢化社会の課題に対応するためにも、これまでの拡散型のまちづくりから、多くの人にとって暮らしやすい、様々な都市機能が集積する密度の高いコンパクトなまちづくりを目指していく必要がある。

中心市街地活性化に関する取組

1 計画の策定・推進

（1）中心市街地活性化基本計画

本市では、中心市街地の課題及び人口減少、少子高齢化社会への対応を見据え、コンパクトなまちの形成を目指していくために、中心市街地の活性化を重要かつ喫緊の課題と捉え、平成23年度を初年度とする米沢市まちづくり総合計画の後期基本計画において、コンパクトなまちづくりを後期重点プロジェクトに掲げ推進していくこととともに、中心市街地の活性化のための施策や事業を総合的に推進し、市民、民間事業者、行政が一体となって活性化に取り組んでいくための指針となる米沢市中心市街地活性化基本計画を策定している。

平成23年度から10年間を計画期間とした基本計画が令和2年度で期間を終えたことで、今後は立地適正化計画の考え方を軸に、取組を進める。

（2）立地適正化計画

立地適正化計画は、市民が安心できる健康で快適な生活環境を実現するため、都市構造の見直し、医療・福祉・商業等の生活サービス機能や居住の維持・誘導、それらと連携した持続可能な公共交通などについての基本方針を示し、持続可能な都市経営の実現を目指すため、令和2年12月に都市計画マスタープランの一部として策定している。

都市機能誘導区域を設定し、市街地や周辺地域との交通利便性が高い地域で様々な都市機能が集積し、市民の暮らしを支えることが持続的に可能な拠点の形成を図る。

2 都市再生整備計画事業

（1）平成22年度～平成27年度

本市の都市再生整備計画は、市民のスポーツ・文化交流と地域コミュニティ活動の促進及び中心市街地に集積する歴史・観光資源を活かした市民・観光客のまちなか歩きの促進を図るとともに、市道の整備改善及び循環バス路線の新規運行等による公共交通機能の利便性の向上を図ることによって、交流型コミュニティを構築し、中心市街地の賑わい再生を目指すことを目的として、平成22年に策定している。

本計画により、国の社会資本整備総合交付金制度を活用して、ナセBAや中部コミュニティセンター、西條天満公園などの交流拠点の整備を中心にまちづくりを行い、平成27年度で全ての事業を完了している。

（2）令和3年度～令和7年度

市街地中心部に立地し、拠点機能を担う公共施設の老朽化が進む現状を踏まえ、これを郊外に移転させることなく、施設によってはその機能を一層高める形で維持・更新していくことが必要なことから、都市構造の再編を図るため、令和3年度から5年間を計画期間とする都市再生整備計画を策定している。

本計画により、医療機能の再編・ネットワーク化を促進した医療拠点の確立、また、子育て応援施設を整備することによる子育て支援拠点の確立、さらには、市街地中心部の公共・公益サービスを円滑に活用するため、道路整備によるアクセスの向上を図る。

3 賑わいづくりに関する事業

都市再生整備計画事業で整備した施設を活用した賑わいづくりを行うため、中心市街地活性化協議会を中心に、以下の事業を行っている。

(1) 連携事業

①まち育てミーティング（～令和4年度）

学生を中心に、自分たちがやってみたいことを提案し合いながら、実施に向けて検討を行った。西條天満公園やナセBA周辺の花植え等の環境美化活動である「まちきれいプロジェクト」や小中学生を対象とした夏休み期間イベント「ナセBAで過ごす夏休み」、まちなかの飲食店を紹介する「ランチマップ」の作成などを企画し実施した。

②社会実験等

モンテディオ山形などと連携事業を行い本市内外の人をまちなかへ誘導し賑わうモデル的な取組を行っている。

(2) まちなか賑わいイベント支援事業費補助金

まちなかで開催する賑わいづくりのイベントに対して、事業費の補助を行うもの。事業費の3分の2または500千円のいずれか低い額を上限に支援している。

(3) まち育てワークショップ（～令和3年度）

商業者を中心に、まちなかでの賑わいを創出するための社会実験の実施に向けて話し合いを行った。先進地の視察を経て、令和3年度からは、当ワークショップから生まれたマルシェが開催され、まちなかにおける定期的な賑わい創出に寄与している。

7. 公 共 交 通

1) 米沢市地域公共交通計画

米沢市地域公共交通計画とは、米沢市まちづくり総合計画が目指す将来像の実現に資する公共交通の構築を目的に、“公共交通のあるべき姿”を示し、かつ、その実現に向けて公共交通の具体的な取り組みやその進め方などを定めた計画で、令和3年度に策定（計画期間：令和4年度から令和8年度までの5か年）した。

令和4年度からは、米沢市地域公共交通計画に定めた5つのプロジェクトを推進し、公共交通の利便性向上や効率化、利用者の拡大に向けて取り組んでいる。

〔計画の概要〕

1. 基本的な方針
多様な世代・主体の活発な交流を“促し”、日々の活動に“選ばれる”公共交通
2. 基本目標
目標 1 市街地における公共交通の利便性の向上
・学園都市として学生の通学時や日々の活動等における利便性を向上
・市街地内の主要な拠点や観光拠点への回遊性を向上
目標 2 市内各地域における公共交通の利便性の維持・向上
・周辺部と市街地のネットワークは地域特性に応じた持続性の高い手法を選択
・観光施策等との連携等も含めた観光二次交通の適切な確保
目標 3 圏域連携・都市間連携・事業者間連携の維持・活性化
・鉄道等と市内の公共交通（路線バス・市民バス等）との接続性の向上による一体性の強化
・交通事業者に加え、異なる分野の事業者とも有機的に連携したシームレスな利用環境の構築
目標 4 公共交通の利用しやすさ・わかりやすさの向上
・学生や高齢者、障がい者、観光客など、誰もが利用しやすい環境の構築
・適切な方法・タイミング等での利用者への情報提供と利用データの活用による利便性の向上
目標 5 生活の基盤となる公共交通の持続性の向上
・地域との協働等による、きめ細かな交通手段の構築
・交通事業者の体制維持や既存の交通資源の活用などによる公共交通の担い手の確保・維持
3. 目標達成に向けたプロジェクト及び重点事業
1. 市街地の魅力向上プロジェクト
①市街地循環路線の再編・見直し
②米沢駅の誘導サイン等の改善
③ナセBAの交通拠点としての機能強化
2. 市街地へのアクセス性確保プロジェクト
①郊外部の路線バスの再編・見直し
②運行方法・交通モード等の見直し
3. 広域連携強化プロジェクト
①鉄道等との接続性向上
②維持・管理に要する財源の確保
③奥羽新幹線の整備と米沢 - 福島間トンネル整備の早期実現
4. 利用しやすさ・わかりやすさ改善プロジェクト
①運賃制度の見直し
②バス待ち環境の改善
③運行情報の公表（オープンデータ）・更新
④総合的な公共交通マップ・時刻表の作成
5. 公共交通の基盤固めプロジェクト
①I C カードの活用
②バスの乗り方教室の実施
③地域主体の交通サービスの導入等の支援
④企業や免許返納者に対する利用促進策の展開

2) 公共交通の運行実績

市 民 バ ス

交通の確保を図り、市民福祉の向上に寄与するため、市民バスを運行している。

万世線は、市街地と万世地区を結ぶ廃止代替路線として平成10年4月1日から運行を開始した。市街地循環路線は、市民ニーズの高まりもあり、平成13年9月16日から運行を開始した。

なお、万世線と同じく廃止代替路線として運行していた関根線と田沢線については、乗合タクシーへ移行した。

運行実績

区分	万世線		市街地循環路線			
	利用者数 (人)	使用料収入 (千円)	利用者数 (人)			使用料収入 (千円)
			右回り	左回り	合計	
令和元年度	22,334	4,459	48,317	43,788	92,105	15,567
令和2年度	19,260	3,951	34,097	31,580	65,677	11,517
令和3年度	19,827	3,965	35,888	33,416	69,304	12,090
令和4年度	21,335	4,323	46,836	43,125	89,961	18,125
令和5年度	20,603	4,217	51,340	44,960	96,300	18,111

米沢市街地循環バス南回り路線

交通空白地域であった南部地区の交通弱者支援や米沢女子短期大学学生の生活路線の拡充等を目的として、平成23年12月5日から運行を開始した。

運行実績

区分	利用者数 (人)			運賃収入 (千円)
	右回り	左回り	合計	
令和元年度	13,632	11,092	24,724	4,779
令和2年度	11,067	9,365	20,432	4,007
令和3年度	12,528	10,746	23,274	4,479
令和4年度	14,256	12,338	26,594	5,212
令和5年度	15,572	13,555	29,127	5,585

乗合タクシー

山上地区は、市民バス廃止代替路線からの移行で、平成26年11月4日から運行を開始した。田沢地区は、山上地区同様に市民バス廃止代替路線からの移行で、平成28年4月1日から運行を開始した。広幡地区は、交通空白地域の解消を目的として平成30年4月1日から運行を開始した。六郷地区は、山交バス小松線の廃止に伴う代替交通として、令和5年4月1日から運行を開始した。

運行実績

区分	山上地区		田沢地区		広幡地区		六郷地区	
	利用者数 (人)	運賃収入 (千円)	利用者数 (人)	運賃収入 (千円)	利用者数 (人)	運賃収入 (千円)	利用者数 (人)	運賃収入 (千円)
令和元年度	5,803	2,061	2,062	1,439	945	395		
令和2年度	5,937	1,945	1,711	1,063	762	319		
令和3年度	15,274	3,815	2,069	1,240	814	335		
令和4年度	4,081	1,959	2,244	1,122	875	368		
令和5年度	4,359	2,104	2,645	1,687	894	366	479	187

※令和3年度の山上地区については、松川小学校への通学に利用することとなったため、利用者数・運賃収入ともに増加した。

民間バス路線への運行支援

生活交通の確保を目的として山交バス(株)の路線を維持するため、当該バス路線の赤字分を市が補助している。令和2年3月31日に高畠線が廃止となり、同年4月1日から上郷線の運行を開始した。令和5年3月31日に小松線が廃止となった。

補助実績

単位：千円

路線名	白布温泉線	小野川線	小松線	高畠線	上郷線	窪田線	糠野目線	合計
令和元年度	13,792	4,495	4,464	4,579		4,229	153	31,712
令和2年度	17,432	6,943	5,231	2,622	2,808	4,776	98	39,910
令和3年度	20,226	8,328	5,611		5,836	5,069	261	45,331
令和4年度	19,415	8,403	5,386		5,443	4,775	206	43,628
令和5年度	19,844	8,672	2,880		5,568	5,203	377	42,544

8. 国際交流

国際交流の推進

交流体制の強化

- 1 義務教育における国際理解教育の推進
 - (1) 外国語教育充実事業
外国人英語講師4名を市内小・中学校に配置し、外国語及び外国語活動の指導を通して、異文化理解、国際理解に対する意識向上を図っている。
- 2 海外派遣研修などによる国際化に対応できる人材の育成
 - (1) イングリッシュ・デイキャンプ（中・高校生対象）
外国人の国際交流員、留学生等との間で、原則英語のみを使用しカードゲームや自分のお気に入りの本を紹介し合うなどの「模擬留学体験イベント」を実施し、中・高校生の英会話能力の向上と国際交流・国際理解の促進を図っている。
- 3 米沢市国際交流協会等の国際交流諸団体との連携
- 4 国際交流諸団体の活動に対する支援
 - (1) 米沢市国際交流協会（補助金 6,495,000円）
在住外国人への生活支援活動、市民に対する異文化交流事業を行うことで、市民の多文化共生に関する意識の啓発や醸成を図る協会へ補助金を交付している。
 - (2) 米沢・モーゼスレイク友好親善協会
新型コロナウイルスの影響により中断していた短期交換留学生事業をはじめとした交流事業を再開すべく協議などを行った。

外国人が暮しやすいまちづくりの推進

- 1 日本語の学習に対する支援
海外から帰国した児童生徒や外国人児童生徒のうち、学校生活を送るうえで日本語の能力が十分でない児童生徒に対し、小中学校・教育委員会・米沢市国際交流協会などの関係機関が連携し、積極的な情報交換を行いながら、日本語等指導補助員による日本語等の指導を実施している。
- 2 生活相談体制の強化
米沢市国際交流協会に在住外国人からの生活相談窓口を開設。併せて、外国語専用電話(中国語)を継続して設置している。
- 3 外国語による生活関連情報提供の充実(在住外国人支援事業)
在住外国人向けに、広報よねざわのダイジェスト版として、情報誌「YONEZAWAJIN」（英語、中国語）をSNSで定期的に発信している。また、「ゴミ分別表」（英語、韓国語、中国語、ベトナム語）を発行、配付し、ゴミの分け方・出し方をイラスト入りでわかりやすく説明しているほか、米沢での生活ガイドとして「米沢リビングガイド」（英語、韓国語、中国語）や「米沢冬の暮らししかた情報」（英語、中国語、韓国語）を作成し配付している。
- 4 公共標識・表示や観光パンフレットなどへの外国語併記の推進

国際交流員の配置

地域の国際化などを目的とした「語学指導を行う外国青年招致事業」（JETプログラム）を活用し、国際交流員（CIR）2名を配置している。地域の国際交流関連事業の参画に加え、学校や地域団体等への出前講座などを通じて市民の国際交流、多文化理解の推進を図っている。

9. 姉妹都市等

1. 姉妹都市

ブラジル連邦共和国 サンパウロ州タウバテ市

提 携 年 月 日 昭和49年1月28日

提 携 の 経 過

本市に工場を持つ田村電機製作所（現：サクサ株式会社）がタウバテ市に工場を進出した機縁で昭和48年5月にタウバテ市長夫妻らが来市、その際に姉妹都市提携の申し入れがあった。

古い歴史と米を中心とした農業、新しい開発要素としての工場誘致、特にタウバテ市の生糸と本市の絹織物など、両市とも都市的性格が非常に似かよっており、また、タウバテ市には2千人の日本人移民が居住し、当時、田村電機のほか天童木工が進出するなど、本県との結びつきもあることなどから、昭和48年11月の市議会で提携が可決され、昭和49年1月28日タウバテ市で調印、7月25日にミルトン・タウバテ市長らが来市され、本市での調印が行われた。

タウバテ市は、大西洋亜熱帯に属するブラジル連邦共和国サンパウロ州の広大な盆地の一つに位置し、面積は625km²でサンパウロ市から123km、リオ・デ・ジャネイロ市から280kmの距離にある。人口は約32万人で、総合大学や各種の専門学校をもつ教育都市であり、歴史も古く著名なサンフランシスコ・デ・ジャガス寺院がある。また、タウバテ市はサンパウロ州における大工業地帯の一つで、木製工芸品、抽出工業、建設機械、金属加工、ボタン、食品加工、アマゾン産ジュート麻、製糸紡織、その他無数の工場が存在している。特に近年では、企業・工場誘致を推進しており、フォードやフォルクスワーゲンなど世界的企業が参入し、工業都市として経済的發展をとげている。主要鉱物資源では白雲石の採掘が目立ち、また鉱水の生産額も大きい。肥沃な地域に位置するため農業も盛んで、各種農産物のうち米が首位を占めている。牧畜では牛が高位を占めている。なお、この地区の創設は1645年で、1864年の地方法第5号で市に昇格した。

宮崎県児湯郡高鍋町

提 携 年 月 日 昭和56年4月27日

提 携 の 経 過

高鍋町と本市との交流が急速に高まったのは、昭和43年5月高鍋町長が本市に公式訪問されたときからである。第7代高鍋藩主秋月種茂の実弟である治憲が、第8代米沢藩主上杉重定の養子となり、第9代米沢藩主上杉治憲（後の鷹山）であるとの縁から市民間の交流が盛んになった。昭和52年には、米沢松岬ライオンズクラブと高鍋ライオンズクラブとの姉妹クラブ提携をはじめ、米沢、高鍋両信用金庫間の交流が始まり、昭和54年3月米沢温故会としての交流も開始された。また、昭和54年からは高鍋町長、町議会議員などが毎年本市を訪れ、本市からも訪問するなど交流を深めてきた。このような背景の中で高鍋町は本市との姉妹都市提携のための懇話会を開き、昭和55年12月9日の高鍋町議会で提携が可決された。同年12月10日に高鍋町助役が来市され、提携の申し入れがあったことから、昭和56年3月の本市議会で提携が可決され、本市に高鍋町長、町議会議員らを迎え、同年4月27日に調印が行われた。

高鍋町は、宮崎県のほぼ中央部海岸沿いに位置し、秋月家3万石の城下町としての歴史を持つ「歴史と文教の町」である。人口は約1万8千人。雪のない地方だけに、早出し野菜、果樹、茶、畜産、天然カキなどが盛んで、工業では食料品、家具、土石製品が盛んである。

高鍋町は、天正15年から明治維新まで秋月氏が藩主であったことから、米沢藩の窮乏を建て直し、産業、教育を興した治憲（鷹山）の治績は、兄の秋月種茂の治績と共に讃えられ、今に語りつがれている。他に、社会福祉事業の先駆者で、「孤児の父」と言われる石井十次を輩出している。

アメリカ合衆国ワシントン州 モーゼスレイク市

提 携 年 月 日 昭和56年5月1日

提 携 の 経 過

モーゼスレイク市と本市との交流は1974年（昭和49年）以降、両市のロータリークラブ、ライオンズクラブさらに商工会議所、農業団体が民間の友好交流を深め、訪問したのが始まりである。昭和55年12月に米沢モーゼスレイク友好親善協会が結成され、また、モーゼスレイク市からも昭和54年から3年間続けて市長、商工会議所会頭、姉妹都市委員会委員長、ミス・モーゼスレイクらが上杉まつりの時期に来訪され、上杉行列に特別参加して市民に親しくあいさつするなど、まつりに花を添えていただいた。さらにモーゼスレイク市においては、市内の街路を「ヨネザワ大通り」と命名するなど、次第に姉妹都市提携の市民意識も高まり、昭和56年3月の本市議会で提携が可決され、モーゼスレイク市長をはじめコロンビア盆地日米協会理事、姉妹都市委員会顧問、ミス・モーゼスレイクを迎え、同年5月1日に本市で調印が行われた。

モーゼスレイク市は、シアトル市（ワシントン州の州都）の東290kmの地点にあり、コロンビア盆地運河流域の灌がい事業（区）の中心地であり、人口は約2万6千人。モーゼスレイクという名前はイスラエル人の指導者モーゼの“勇気と力と叡智”にちなんで名付けられたといわれ、1938年（昭和13年）に市として誕生、1952年（昭和27年）には、灌がい土木工事としてコロンビア盆地の運河から水が引かれて、砂漠の町がオアシスの如く緑の地と化した。恵まれた自然環境の中で“空気と太陽と土地と水と人間”という結びつきがこの土地に命を与え、豊沃な農業都市として発展し、農産物はじゃがいも、とうもろこし、砂糖大根、タマネギ、小麦、果樹、家畜飼料の生産が盛んである。また、1968年（昭和43年）に日本航空の乗務員のトレーニングセンターが開設され、機長、副操縦士等の養成が行われていた（平成21年3月閉鎖）。

新潟県上越市

提 携 年 月 日 昭和56年10月7日

提 携 の 経 過

上越市は、上杉謙信出生の地で、以来400年余にわたる地縁、血縁と長い歳月の中で、両市民の多くがお互いの心に絆を持ち合わせている。昭和53年9月15・16日の両日、本市において開催された謙信公400年祭を契機に、米沢温故会と上越市の春日山城上杉謙信公家臣会の交流が盛んとなり、続いて昭和54年4月28日には、米沢中央ライオンズクラブと上越中央ライオンズクラブが姉妹クラブの提携を行い、以後親交が深められている。このような背景の中で昭和56年3月の本市議会において、姉妹都市の提携が可決され、昭和56年10月7日上越市で調印が行われた。

上越市は、新潟県の南西部、高田平野の中心に位置し、北陸新幹線、JR信越本線並びにえちごトキめき鉄道各線、北陸自動車道、上越自動車道、重要港湾である直江津港を有し、各種交通の要衝である。また上越市は県南有数の穀倉地帯で、古代より政治・経済・文化の中心地として栄えてきた歴史的背景から、数多くの名所・旧跡を有している。昭和46年4月雪の都といわれた旧高田市と臨海工業地帯であった旧直江津市とが合併し、さらに平成17年1月には周辺13町村と合併を行い、人口約19万人となった上越市は、平成19年4月1日に特例市の指定を受けた。

沖縄県沖縄市

提 携 年 月 日 平成6年4月1日

提 携 の 経 過

沖縄市との交流は、古くは明治14年、米沢藩最後の藩主、上杉茂憲が第2代の沖縄県令に就任して以来、沖縄の建築・文化を調査し「琉球紀行」を著した伊東忠太氏、沖縄県立第二高等学校校長として女子教育に尽力された千喜良英之助氏、さらには沖縄の織物・染色を研究した田中俊雄氏など本市出身の幾多の先達が交流を展開してきた。

その後、昭和49年に、沖縄市在住の上原清善氏が、本市塩井町出身の戦友の遺骨を収集、遺族に引渡したのを機縁に、昭和57年からは市議会議員間の交流が始まり、さらに昭和60年には、上原氏から沖縄少年交流基金が寄付され、翌昭和61年から両市小学生の親善訪問交流が開始された。また、平成元年には、米沢市制百周年記念式典に沖縄市長を招待するなど、両市行政間の交流も深まってきた。

こうした各般の親善交流が進展する中、姉妹都市提携への機運が高まり、平成6年3月、両市の市議会において、姉妹都市提携が議決され、同年4月1日、市制施行20周年を迎えた沖縄市において、姉妹都市提携盟約書の調印が行われた。さらに、同年5月20日には、本市において、その盟約を基に友好親善の絆をより一層深め合い、姉妹都市交流の理念実現を誓い合う姉妹都市提携共同宣言式が挙行された。

沖縄市は、沖縄本島の中部に位置し、那覇空港から車で約40分の距離にあり、例年の平均気温が摂氏22度と四季を通じて暖かく、色彩豊かな熱帯植物が咲き競っている。昭和49年4月1日に旧コザ市と美里村が合併し、新生「沖縄市」が誕生した。市の総面積は49.72km²、人口約14万人を擁す沖縄中部圏の中核都市で、外国人が数多く住んでおり、国際的な生活習慣、言語、文化の交流により国際色豊かな異国情緒あふれる都市である。また、勇壮華麗な郷土芸能も盛んで、豊富な文化財と伝統的な民芸品の宝庫である沖縄中部地域の中心都市となっている。

令和6年は姉妹都市提携30周年となる。

愛知県東海市

提 携 年 月 日 平成12年10月20日

提 携 の 経 過

東海市は、上杉鷹山の師である細井平洲の出生地として本市と歴史的な縁を持っている。

市民相互の交流は、昭和59年の上杉まつりで東海市の民謡（踊）保存会が「如来山人」の踊りを披露したことを契機に、関根地区の敬師の里ふるさと踊り愛好会との間で、東海市の平洲祭と本市の鷹山公まつりへの相互訪問へと発展してきた。また、平成元年には両市の青年会議所が姉妹青年会議所の盟約を締結し、平成11年には米沢松岬ライオンズクラブと東海ライオンズクラブが友好クラブの提携を結んだ。こうした市民レベルの交流が進む中、両市議会による相互の行政視察交流も活発化し、さらには、平洲サミットや東海市市制30周年記念式典に米沢市長が訪問するなど行政レベルでも交流が行われることとなった。

各界各層にわたる交流が進展する中、平成12年に東海市が細井平洲没後200年祭を、平成13年には本市で上杉鷹山生誕250年祭を開催するなど、それぞれの市が歴史的に大きな節目を迎えることから、両市の友好関係を明確に位置付け、今後の市勢の発展と市民福祉の向上に資するため姉妹都市提携の盟約を締結しようという機運が高まり、平成12年9月5日に本市議会で、また、同年9月18日に東海市議会で、それぞれ姉妹都市の提携が可決され、同年10月20日に東海市で姉妹都市提携の調印式が行われた。

東海市は、愛知県知多半島の西北部に位置し、西は伊勢湾、北は名古屋市に隣接する。東西8.06km、南北10.97kmで面積は43.43km²、人口は約11万人。昭和44年4月1日に上野町と横須賀町が合併して「東海市」が誕生し、令和元年に市制施行50周年を迎えた。産業面では、臨海部は埋立てによる名古屋南部臨海工業地帯の一角を形成し中部圏最大の鉄鋼基地となっている。特産品としては、ふき、洋ラン、玉ねぎなどが有名である。

2. 歴史親善友好都市

新潟県南魚沼市

提 携 年 月 日 昭和61年9月1日

提 携 の 経 過

南魚沼市（旧六日町）は、初代米沢藩主の上杉景勝並びに重臣である直江兼続の生誕の地である。景勝は、会津藩主を経て米沢藩主となったが、同行した武士の多くは現在の旧六日町、つまり上田を生誕の地としていた武将である。

しかしながら、実際には上田から、会津さらに米沢へと移る中で武士の地縁血縁者が全て同行したわけではなく、兄弟の一部が上田に残住したといわれており、それは本市と旧六日町には同じ姓が多いことからもうかがえる。旧六日町では、昭和59年10月、本市との親善都市締結促進六日町議員連盟が結成され、昭和60年3月には、町議会において歴史親善友好都市の促進方が決議された。

本市においては、以前から郷土史関係団体を中心として交流が活発になされ、昭和60年3月の市議会において米沢直江会から請願のあった「六日町との歴史親善友好都市締結に関して」については、全会一致で採択された。

このように、本市と旧六日町との歴史的背景を重要視し、両市町の交流を通じて親善友好を更に深め、両市町の発展を期するため昭和61年6月の両市町議会において、歴史親善友好都市提携が可決され、同年9月1日旧六日町において調印が行われた。

旧六日町は昭和31年町制施行に際して1町3村が合併して町制を施行、平成16年11月には六日町と隣接する大和町と合併し南魚沼市が誕生し、その後平成17年10月には塩沢町と合併し、新生「南魚沼市」となった。人口は約5万4千人。

南魚沼市は、新潟県の南部に位置し、交通の要衝であり南魚沼郡における政治・経済・文化の中心地である。清流魚野川が流れ、この兩岸の平坦地からは肥沃な植壤土質地帯で新潟県随一の良質米である「魚沼米」コシヒカリが生産されている。また、温泉湧出、国道17号、ほくほく線、上越新幹線、関越自動車道の開通により関東圏域の玄関口として、発展を続けている。

3. 友好都市

愛知県西尾市

提 携 年 月 日 平成25年12月15日

提 携 の 経 過

本市は、上杉家と吉良家の「三重の縁」という歴史的つながりをもって、吉良藩の領地であった旧吉良町と平成16年から本格的に交流を開始した。なお「三重の縁」とは、第2代米沢藩主上杉定勝の娘・三姫（富子）が吉良上野介に嫁ぎ、その長男である綱憲が養子として第4代米沢藩主となり、さらにその綱憲の次男・義周が吉良家の養子となった縁である。

平成22年9月、市民間の交流を更に深めるため、本市の市民団体「米沢・上杉吉良温故交流会」と旧吉良町の「吉良・米沢親善交流会」が親善交流盟約を締結。東日本大震災の折には、旧吉良町民から多額の義援金を頂戴した。

平成23年4月1日、西尾市は旧吉良町を含む3町と合併。その後は、新西尾市との交流が一層進展し、互いの祭りに行政と市民団体がそれぞれ訪問し交流してきた。

平成25年6月、本市は西尾市と大規模災害時相互応援協定を締結。またこの年は、西尾市が市制施行60周年を迎え、本市においても合併前の旧吉良町との交流から10年目という節目を迎えたことから、両市の友好関係を明確に位置づけ、相互の理解と信頼の下、更なる友好を深めるとともに発展を期するため、同年12月15日に西尾市と友好都市提携の調印が行われた。

西尾市は、昭和28年に市制を施行。人口約17万人、面積161.22km²。西三河南部地域の中核的な都市として、自動車関連産業の発展とともに成長を続けてきた。一方で、日本有数の生産量を誇る抹茶（てん茶）やカーネーション、養殖ウナギ、アサリなど農水産物の生産拠点としても発展している。また、歴史的な史跡や名所が点在し、伝統的な祭りや芸能も多く伝えられているほか、三ヶ根山や三河湾に浮かぶ佐久島を含む一帯は、三河湾国定公園に指定され、風光明媚な名勝となっている。

10. 広報・広聴活動

1. 広報活動

広報誌を昭和27年4月28日に創刊し、現在は月2回発行のうえ、市民に行政情報を提供している。また、LINEやX（旧Twitter）等のSNSを活用した情報発信を行っている。

平成23年度から市役所での手続きや窓口を1冊に収めた「くらしの便利帳」を発行している。

- | | |
|----------------------|--|
| (1) 広報よねざわ | 全世帯配布（毎月1日、15日発行）1回31,500部
市ホームページへ掲載（PDF版・声の広報MP3版） |
| (2) 各種SNSによる情報発信 | X（旧Twitter）、LINE、Facebook、モバ支所 |
| (3) 庁内週報 | 市役所内部配布 毎週1回 A4版 |
| (4) くらしの便利帳 | 全世帯配付
令和3年度に新庁舎のオープンに合わせて最新版を発行した
ホームページに掲載 |
| (5) 市勢要覧 | 年6回開催（委員8人） |
| (6) 広報委員会 | 情報発信に対する評価やニーズを把握するため実施した
回収数953件（アンケート用紙585件、電子申請368件） |
| (7) 広報よねざわ等に関するアンケート | |

2. 広聴活動

市長を囲む座談会を開催するなど、広く市民から意見を聴く機会の充実を図っている。

昭和57年度から、無料法律相談を開設し市民の困りごとの解決に当たっており、その他、多種多様な相談に対し、専門の相談窓口へ繋ぐなどの連携を図っている。

平成18年から「市長への手紙」を実施。市政全般にわたる市民の声を広く聴取し、施策へ反映するよう努めている。

- | | | |
|--------------|------|-------------------------|
| (1) 市長を囲む座談会 | 13回 | 要望等件数76件（うち1地区は要望書提出のみ） |
| (2) 陳情要望 | 5件 | |
| (3) 無料法律相談 | 131件 | |
| (4) 市長への手紙 | 66件 | |

地区委員制度

戦後、隣組からなる町内会制度が廃止され、本市ではこの町内単位に連絡員を置き、行政事務の周知等を依頼してきた。昭和32年4月、昭和30年までの合併により従来の連絡員制度を改め、米沢市地区委員制度を設け、地区の推薦により市長が委嘱する地区委員により市政事務の周知徹底と円滑化を図っている。また在職6年、10年の方及び14年以上在職し退任された方に感謝状を贈呈している。

地区委員数	453人（令和6年4月1日現在） 平均1人あたり63世帯を受け持っている
謝 礼	均等割 全地区 地区委員1人あたり 年間 15,000円 戸数割 全地区 1世帯あたり 年間 800円
任 期	2年
業務内容	(1) 市行政事務の周知徹底に関する事項 (2) まちづくりへの意見、要望等に関する事項 (3) その他市長が必要と認める事項

1 1 . 協働

市民と行政との協働

地域課題の解決に有効な手段である「市民と行政の協働」を推進するため、平成21年4月に「米沢市協働推進条例」を制定した。

条例に基づく実行策として「協働提案制度」を創設し、地域の様々な問題や行政課題について、市民が提案を行い、事業の実施に当たっては、市民と市（行政）がお互いの長所を活かしながら、それぞれ役割分担して、問題の解決に取り組むという仕組みを作った。

平成26年度からは、地域課題解決のために公益的な事業を実施する団体に対し「米沢市協働提案制度補助金」を交付している。

協働提案制度補助金の交付実績

年度	申請件数 (件)	認定件数 (件)	補助金額 (千円)
令和元年度	5	5	1,530
令和2年度	4	3	727
令和3年度	8	4	1,517
令和4年度	10	5	1,968
令和5年度	8	5	2,395

地域総合整備資金貸付事業

地域振興に資する民間投資を支援し、活力と魅力ある地域づくりを推進するため、市から民間事業者に対し、長期の無利子資金の貸付（ふるさと融資）を実施するもの。

平成29年度からは、民間事業者が、当該貸付金の連帯保証人となる民間金融機関に支払う連帯保証料に対して、補助金を交付している。

融資等の状況

貸付年度	貸付件数 (件)	貸付金額 (千円)	保証料補助金額 (千円)	雇用増 (人)	事業内容
平成24年度	1	20,000	-	15	福祉施設の建設
平成29年度	1	450,000	210	3	総合病院の増改築
平成30年度	3	1,017,000	3,812	24	新工場の建設等
令和元年度	2	592,000	8,730	101	新工場の建設等
令和2年度	3	629,000	9,040	18	新工場の建設等
令和3年度	0	0	11,387	0	-
令和4年度	2	232,000	11,334	16	新工場の建設、移転
令和5年度	1	187,000	11,710	2	既存工場内への設備導入

12. 広域行政

置賜定住自立圏構想の推進

定住自立圏構想とは、人口5万人以上などの要件を満たす「中心市」が、近隣市町と協定を結ぶことで圏域を形成し、圏域内の各市町が相互に役割を分担し、連携・協力することによって、圏域全体で必要な生活機能等を確保し、地方における定住の受け皿を形成することを目的とした制度である。

本市を含む置賜圏域においては、平成29年2月、各首長間で定住自立圏構想に取り組むことに合意したことをきっかけに協議を進め、平成30年2月に中心市である本市が「中心市宣言」を行い、同年6月には、本市と置賜地域の2市5町との間で定住自立圏形成協定を締結した。

その後、連携する分野の代表や各市町の住民代表で構成する「共生ビジョン懇談会」の議論を経て、平成31年3月に「置賜定住自立圏共生ビジョン」（計画期間：令和元年度～令和5年度）、令和6年3月に「置賜定住自立圏第2次共生ビジョン」（計画期間：令和6年度～令和10年度）を策定し、これに基づく事業を実施している。

連携する分野及び取組事項

政策分野	分野	取組事項
(1)生活機能の強化	① 医療	ア 地域医療体制の充実
	② 福祉	ア 子育て支援の充実
		イ 福祉・健康事業の充実
	③ 教育	ア 教育環境・生涯学習の充実
	④ 産業振興	ア 農畜産物等の振興
		イ 米沢牛の振興
		ウ 商工業の活性化と雇用促進
		エ 広域観光の推進
	⑤ 環境	ア 環境の保全
	⑥ 水道	ア 圏域内水道の広域連携等の検討
	⑦ 消防・防災	ア 消防・防災体制の強化
(2)結びつきやネットワークの強化	① 交通	ア 交通ネットワーク等の維持・整備
	② 移住・定住・交流	ア 移住・定住・交流等の推進
(3)圏域マネジメント能力の強化	① 職員等の交流	ア 職員研修及び交流

13. 地域コミュニティ

コミュニティセンター

地域住民が主体となった住みよい活力ある地域社会を形成するため、住民の自主的な生涯学習、地域づくり、防災活動等の拠点として、市内17地区全域にコミュニティセンターが設置されている。また、施設の老朽化に伴い、令和3年に新たな窪田コミュニティセンターと田沢コミュニティセンターを、令和4年に南原コミュニティセンターをそれぞれ開館した。

コミュニティセンター所在地一覧

(令和6年4月1日現在)

施設名	所在地	☎	竣工年月	構造	敷地面積	延床面積
中部コミュニティセンター	丸の内2-1-35	26-4300	H24.3	RC2階建	1,288.41	752.77
東部コミュニティセンター	花沢町1-2-38-6	37-8025	H15.8	RC2階建	4,543.74	1,460.67
西部コミュニティセンター ・克雪プラザ	直江町5-9	22-5758	S59.9	RC2階建	2,794.12	1,175.65
南部コミュニティセンター	本町2-4-28	24-2011	H2.9	RC2階建	3,259.41	1,224.01
北部コミュニティセンター	中央6-1-21	22-1811	S57.9	RC2階建	2,179.08	1,396.74
松川コミュニティセンター	通町6-14-25	26-8580	H23.3	RC2階建	8,204.40	983.02
愛宕コミュニティセンター	古志田町76-3	38-2877	H4.5	W1階建	4,000.32	550.29
万世コミュニティセンター	八幡原5-4149-9	28-5381	H11.3	W1階建	7,087.48	803.1
広幡コミュニティセンター	広幡町上小管 1394-7	37-5276	S47.12	W2階建	970.51	442.21
塩井コミュニティセンター	塩井町塩野2068-1	22-5380	S46.12	W2階建	905.77	398.31
六郷コミュニティセンター	六郷町一漆68-2	37-5278	H7.3	W1階建	3,310.25	614.6
窪田コミュニティセンター	窪田町窪田638-4	37-5044	R3.4	S1階建	2,999.38	611.62
三沢コミュニティセンター ・よねざわ昆虫館	大字築沢1776-1	32-2005	H15.8	W1階建	6,230.00	1,086.41
田沢コミュニティセンター	大字口田沢2375-1	31-2111	R3.6	W1階建	4,882.73	582.98
山上コミュニティセンター	大字関根531-1	35-2110	H8.3	W1階建	4,097.49	564.59
上郷コミュニティセンター	大字梓川681-1	28-3401	R1.11	S1階建	5,183.72	644.23
南原コミュニティセンター	大字李山9196	38-2301	R4.4	S1階建	3,972.18	662.64

地区別分館・町内公民館（会館）数

(令和6年4月1日現在)

地区名	分館数	町内公民館 (会館) 数	地区名	分館数	町内公民館 (会館) 数	地区名	分館数	町内公民館 (会館) 数	地区名	分館数	町内公民館 (会館) 数
中部		3	松川		6	六郷		6	上郷		32
東部		14	愛宕		8	窪田		24	南原	1	33
西部		9	万世		15	三沢		6			
南部		6	広幡		6	田沢		7			
北部		5	塩井		8	山上		14	合計	1	202

コミュニティセンター等利用者数

施設名	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
中部コミュニティセンター	24,266	13,447	14,993	17,987	22,550
東部コミュニティセンター	39,909	21,771	24,676	29,172	36,174
西部コミュニティセンター・ 克雪プラザ	31,689	14,594	16,302	16,347	26,206
南部コミュニティセンター	27,017	16,159	17,827	21,545	28,383
北部コミュニティセンター	20,434	10,545	13,707	15,974	17,170
松川コミュニティセンター	30,225	16,657	19,772	24,930	28,046
愛宕コミュニティセンター	13,646	6,352	8,260	8,727	10,051
万世コミュニティセンター	19,755	13,000	14,248	14,540	20,194
広幡コミュニティセンター	14,389	8,899	8,208	9,381	9,897
塩井コミュニティセンター	4,967	2,815	3,478	4,289	8,101
六郷コミュニティセンター	11,985	8,824	7,662	8,854	11,322
窪田コミュニティセンター	6,811	3,798	5,619	7,344	11,971
三沢コミュニティセンター	7,958	2,252	3,740	5,043	6,467
よねざわ昆虫館	19,632	11,448	8,345	16,716	13,916
田沢コミュニティセンター	5,370	2,263	3,566	4,017	4,761
山上コミュニティセンター	14,086	6,283	7,376	11,745	13,670
上郷コミュニティセンター	8,146	4,222	4,951	8,552	12,803
南原コミュニティセンター	16,151	5,474	6,991	10,765	16,814
合 計	316,436	168,803	189,721	235,928	298,496

地縁団体認可業務

自治会・町内会等、一定区域内に住所を有する者の地縁により構成される団体に対し、地方自治法第260条の2に基づいて認可を行い、法人格を付与することによって、その団体が保有する不動産等を団体名義で登記できるようにするなど、地域的な共同活動を円滑に行うための措置を講じている。

なお、本市では、令和6年4月1日時点で、107団体を認可している。